重要事項表示

経営主体		社会福祉法人　慶信会							
主たる事業所所在地		熊本市南区城南町藤山1276-2							
代表者職・氏名		理事長　甲斐孝子							
事業署名		第二城南学園 多機能型事業所				熊本市圏域 相談支援事業所 じょうなん	くまもと障がい者 ワーク・ライフサポートセンター 縁	熊本県南部　障害者 就業・生活支援センター 結	熊本県自立支援プログラム策定実施推進事業 ・就労意欲喚起等支援事業 ・精神障がい者の社会的な居場所づくり等支援事業
		生活介護事業	就労継続Ｂ型事業	自立訓練	就労移行				
事業内容		通所	通所	通所	通所	相談支援事業	雇用安定等事業	雇用安定等事業	熊本県内（熊本市以外）在住の生活保護受給者に対する「就労意欲喚起等支援」および「精神障がい者の社会的な居場所づくり等支援」事業
支援費事業所番号		4311520086				4331500027			
指定年月日		平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成18年10月1日	平成25年10月1日	平成17年4月1日	平成23年10月1日
事業所所在地		熊本市南区城南町藤山1263				熊本市南区城南町藤山1263	熊本市中央区大江5-15-7八木ビル1ＦＡ	八代市古閑中町3036	熊本市南区城南町藤山1263
事業所の目的		○　利用者が仕事を通じて社会のルールを学び社会性を養い、心身ともに豊かで、自信と誇りを持った社会人になることを援助します。 Ⅰ　働く意志と自分の力を発揮したいという意欲を持った人であれば、知的な障害の特性にかかわらず働けるよう援助していきたいと考えています。 Ⅱ　利用者一人ひとりの能力や特性に応じた労働の場を提供し、働く喜びと生きがいを持てるよう個別的援助を行います。 Ⅲ　働きに応じて賃金を支給し、労働の実感が持てる職場にします。 Ⅳ　一般就労の可能な利用者のために職場開拓を行い、実習し、就労後はアフターケアを行います。 Ⅴ　利用者にかかわることがらの相談を受け付けます。				(1)地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらのものと市長村及び指定障がい者福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与すること。 (2)介護給付費等の支給決定を受けた障がい者または障がい児の保護者が障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、当該者の依頼を受けて、支給決定に関わる利用者の心身の状況、その置かれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する移行その他の事情を勘案し、サービス利用計画を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障がい福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障がい福祉サービス事業者等のその他のものとの連絡調整その他の便宜を供与すること。	障害者の雇用を進める上では、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活面の支援も重要であり、身近な地域で、就業面及び生活面で、一体的かつ総合的な支援を提供することが必要である。このため職場不適応により離職したものや離職の恐れのある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う障がい者就業･生活支援事業を実施することにより、障がい者の職業生活における自立を図る。		【目的】 ≪就労意欲喚起等支援事業≫ 就労意欲や生活能力・就労能力が低いなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対して、就労意欲の喚起を図るための支援を行うことで既存の就労支援策へスムーズにつなげるとともに、既存の施策による就労支援が難しい被保護者に対しては、就労意欲の喚起から、職業訓練、職業紹介、就職活動、離職防止までの総合的な支援を行い、被保護者に対する就労支援策の更なる充実を図ることを目的とする。 ≪精神障がい者の社会的な居場所づくり等支援事業≫ 精神科病院等を退院した被保護者に対し、家事・服薬管理の生活指導、地域住民との交流の場の提供、社会福祉施設等における退院後の訓練を行うこと等により、居宅生活継続を支援するとともに、精神科病院等に入院中の被保護者の退院、地域移行の円滑な推進に資することを目的とする。
運営方針		（１）知的障がい者福祉法第1条の「知的障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障がい者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障がい者の福祉を図ることを目的とする。」ことを施設運営の基盤として、個人の特性と能力を考慮し社会適応能力を最大限に引き出すことに努める。 （２）労働基準法を遵守しながら公平無私民主的に援助し、職員の福祉と相互の融和なくしては知的障がい者の福祉は成立しないことを認識し、職員の資質の向上に特に意を注ぎ援助内容を高めることに努める。 （３）障がい者の真の福祉は、障害者を社会の一員として受け入れる社会的理解が不可欠である。福祉施設も地域社会に働きかけ社会の認識を高め、開かれた施設としての機能を発揮するよう努める。 （４）たくましく生きる力、いわゆる最後まで仕事をやりとおすことのできる人づくりを標榜し、個別支援計画を策定し、計画的に進めていく。そのためには、体力づくりを重視し、生活支援や余暇支援との有機的、統一的な関連をもって自立した人づくりを行うことに努める。 （５）第二城南学園は、知的障がい者福祉法第21条の7において、「知的障がい者授産施設は、18歳以上の知的障がい者であって雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設とする。」と位置づけられており、利用者の基本的人権を尊重し、利用者の特性に合わせ一人一人が持てる力を十分に発揮できるような職種を吟味して提供するとともに、労働に対する意欲の向上、労働習慣の確立と労働環境の向上に努力する。また、作業能力の向上あるいは開発を妨げている要因に対して、治療的教育や対人関係の調整を図り、職業人としての資質を高めることに努める。 （６）自立した生活を送るための課題に「好ましい人格」の形成がある。人格（パーソナリティ）は個体と環境の相互作用により形成されるものであり、良好な生活環境を整えることにより好ましい人格の再形成が図れるものと考える。したがって、利用者支援においても、具体的にわかりやすい言葉で指示を提示し、行動に移しやすい支援環境を整えることや、自ら主体的に活動できるように、作業の場や生活の場面設定を行っていくよう努める。				事業者は、指定相談支援を、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。事業者は、指定相談支援を、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。事業者は、指定相談支援の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、利用者に提供される障がい福祉サービス等が特定の種類または特定の障がい福祉サービス事業の運営に当たっては、市長村、障がい福祉サービス事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるもとする。事業者は、指定相談支援を、利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。事業者は、自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。事業者は、正当な理由無く指定相談支援の提供を拒んではならない。事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。 (1)人権擁護、虐待の防止に関する責任者の選定及び必要な体制の整備 (2)成年後見制度の利用支援 (3)苦情解決体制の整備 (4)虐待の防止を啓発･普及するための従業員に対する研修の実施 (5)その他、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため必要な措置。	（１）障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行うこと。 （２）事業主に対して障がい者の就職後の雇用管理にかかる助言等を行うこと。 （３）障がい者に対して障がい者職業総合センター、地域障がい者職業センターまたは事業主により行われる職業準備訓練を受けること及び職場実習を行うことについてあっせんすること。 （４）関係機関との連絡会議を開催し、これら機関との連携を図ること。		※熊本県から社会福祉法人菊愛会・慶信会・弘仁会の共同体が本事業を受託し、熊本県内（熊本市以外）に在住の生活保護受給者に対し、以下２つの事業を実施している。 ≪就労意欲喚起等支援事業≫ （１）就労意欲喚起のためのカウンセリング 事業受託者は、家庭訪問や面接により、支援対象者の就労に対する意識等を把握し、又は、就労意欲喚起のためのカウンセリングを行うこと。 （２）自立支援プログラムの作成 事業受託者は、管轄の福祉事務所の協力を得て、支援対象者の生活歴・職歴・年齢・社会性・離職期間等を勘案した自立支援プログラムを作成すること。なお、自立支援プログラムの作成に当たっては、支援対象者等の細かな課題分析とその対応策の整理、及び１ ～ 数ヶ月単位の目標設定を行い、支援プロセスと到達度の可視化・明確化に努めるものとする。 （３）訓練等の場の確保及び提供 事業受託者は、生活能力向上のための訓練、就労体験、福祉的就労、コミュニティ・ビジネスでの就労、ボランティア等の社会参加活動等の場の確保及び提供に努めること。 （４）就労支援チームとの連携・協力 事業受託者は、就労意欲が一定程度醸成される等により、就労に向けた準備が整った場合は、「福祉から就労」支援事業（ 平成23年4月1日付け職発0401第21号厚生労働省職業安定局長通知「「福祉から就労」支援事業の実施について」） における「就労支援チーム」に繋ぎ、職場定着や離職防止等に向け、必要に応じて協力すること。 ≪精神障がい者の社会的な居場所づくり等支援事業≫ （１）居宅生活継続、退院、地域移行に向けた面接及びアセスメント事業 受託者は、家庭訪問や面接により、支援対象者の居宅生活継続、退院、地域移行に向けた面接及びアセスメントを行うこと。 （２）自立支援プログラムの作成 事業受託者は、管轄の福祉事務所の協力を得て、支援対象者の生活歴・入院歴・年齢・社会性等を勘案した自立支援プログラムを作成すること。なお、自立支援プログラムの作成に当たっては、支援対象者等の細かな課題分析とその対応策の整理、及び１ ～ 数ヶ月単位の目標設定を行い、支援プロセスと到達度の可視化・明確化に努めるものとする。 （３）生活指導及び交流等の場の確保及び提供 事業受託者は、家事・服薬管理の生活指導、地域住民との交流の場、あるいは社会福祉施設等における退院後の訓練の場等の確保及び提供に努めること。
開設年月日		平成15年4月1日				平成18年10月1日	平成25年10月1日	平成17年4月1日	平成23年10月1日
通常事業の実施地域		熊本市・宇城市・宇土市・美里町・益城町・甲佐町・御船町・氷川町				熊本市全域	熊本市全域 上益城の一部	熊本県宇城市以南の県内	熊本県宇城市以南の県内
営業日		月日数の8日減				月～金	月～金		月～金
営業時間		9：00～16：30				8:30～17:30	8:30～17:30		8:30～17:30
利用定員		45名							
法定代理領分		厚生労働大臣が定める基準により算定された額							
法定代理領分以外		厚生労働大臣が定める基準により算定された額							
職員配置			園長　1			センター長　1	センター長　1	センター長　1	
			副園長　1			相談支援専門員　4	主任支援ワーカー　1	主任支援ワーカー　1	
			事務員　1				支援ワーカー　3	支援ワーカー　3	支援ワーカー　3
		生活支援員　9	生活支援員　2	生活支援員　2	生活支援員　3				
			職業指導員　3	職業指導員　1	訪問支援員　1		職場開拓推進員　1		
				就労支援員　2			ジョブコーチ　1	ジョブコーチ　1	
			栄養士　1						
			調理員　1						
			看護師　1						
			医師　(1)						
苦情解決		窓口担当者	支援員　園田亮吉			支援員　園田亮吉			
		第三者委員	監事　田尻信一郎						
			監事　國友龍太郎						
		熊本県社会福祉協議会　「運営適正化委員会」							
職種別配置数			園長　1			センター長　1	センター長　1	センター長　1	
			副園長　2			副センター長	主任支援ワーカー　1	主任支援ワーカー　1	
			事務員　1			支援ワーカー　4	支援ワーカー　3	支援ワーカー　3	支援ワーカー　3
			サービス管理　1						
		生活支援員　9	生活支援員　1	生活支援員　1	生活支援員　3		職場開拓推進員　1		
			職業指導員　3	職業指導員　1	訪問支援員　1		ジョブコーチ　1		
				就労支援員　2					
			栄養士　1						
			調理員　1						
			看護師　1						
			医師　(1)						
職能別配置数	施設福祉士		1				1	1	
	社会福祉主事	2		1	1				1
	介護支援専門員								
	介護福祉士	1	1	1	1				1
	社会福祉士	3	1	1	1	3		1	1
	精神保健福祉士	1				1	1		1
	看護師								
	栄養士		1						
	保育士	1							
	心理士								
	1級ヘルパー								
	2級ヘルパー	3		1					
	ガイドヘルパー	1	1	1	1	1			
		重複資格保持者もそれぞれの職能に計上しています.				重複資格保持者もそれぞれの職能に計上しています.			
職員勤務時間体制			施設長　正規の勤務時間帯(8:30～17:30)			センター長　正規の勤務時間帯(8:30～17:30)	センター長　正規の勤務時間帯(8:30～17:30)		支援ワーカー　正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
			事務員　〃			支援ワーカー　正規の勤務時間帯(8:30～17:30)	主任支援ワーカー　正規の勤務時間帯(8:30～17:30)		
			支援員 指導員　〃				支援ワーカー　正規の勤務時間帯(8:30～17:30)		
			送迎担当者(7:00～16:00)				ジョブコーチ　正規の勤務時間帯(8:30～17:30)		
			送迎担当者(7:30～16:30)				職場開拓推進員　正規の勤務時間帯(8:30～17:31)		
			栄養士　正規の勤務時間帯(8:30～17:30)						
			調理員　〃						
			看護師　〃						
			医師　〃						
協力医療機関		医療法人　小林会　小林病院							更新日　平成25年4月1日